

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○指定管理者の指定(四件)	(スポーツ振興課)	一
○水道水源特定保全地域の区域の変更	(環境対策課)	二
○指定管理者の指定	(障害福祉課)	二
○指定管理者の指定(五件)	(水産業基盤整備課)	二
○保安林の指定の予定(二件)	(森林整備課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○指定管理者の指定	(港湾課)	四
○指定管理者の指定	(住宅課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(気仙沼地方振興事務所)	五
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	企 業 局	五
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程		六
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について	選挙管理委員会	六
○人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	人事委員会	六
○人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則		六

告 示

ページ

○宮城県告示第八百九十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

仙台市青葉区錦町一丁目三番九号

三 指定期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設)

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県スポーツ協会

宮城県利府町菅谷字館四十番地一

三 指定期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県仙南総合プール

二 指定した団体の名称及び所在地
 セントラルスポーツ株式会社
 東京都中央区新川一丁目二十一番二号

三 指定期間
 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十四日

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県スポーツ協会・同和興業・セントラルスポーツグループ
 構成員

宮城県利府町菅谷字館四十番地一

公益財団法人宮城県スポーツ協会

仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

同和興業株式会社

東京都中央区新川一丁目二十一番二号

セントラルスポーツ株式会社

三 指定期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百三三号

ふるさと宮城の水循環保全条例（平成十六年宮城県条例第四十二号）第十三条第一項の規定により、平成二十四年宮城県告示第五百一十一号で指定した北上川流域水道水源特定保全地域及び名取川流域水道水源特定保全地域の区域を次のとおり変更する。

令和三年十二月二十四日

一 変更年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和三年十二月二十四日

二 変更後の区域

1 北上川流域水道水源特定保全地域
 栗原市及び大崎市の区域のうち次の図に示す区域

2 名取川流域水道水源特定保全地域

仙台市及び川崎町の区域のうち次の図に示す区域

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（環境生活部環境対策課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて、公衆の縦覧に供する。

○宮城県告示第九百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十四日

一 公の施設の名称

宮城県援護寮
 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十四日

一 公の施設の名称

松岩漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
 ○宮城県告示第九百六号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり
 指定管理者を指定した。
 令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

日門漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり
 指定管理者を指定した。
 令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

塩釜市観光物産協会

塩釜市海岸通十五番一号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり
 指定管理者を指定した。
 令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）
 二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり
 指定管理者を指定した。
 令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を
 する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市岩出山南沢字松崎東一の一三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

遠田郡涌谷町猪岡短台石生三一の一・字迫二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び涌谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 馬籠志津川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後	四・六	三〇・九
同市本吉町午王野沢七番一地从先から	同市本吉町午王野沢七番一地从先まで	一〇・〇	一七・三	五・九	三〇・九
後	前	後	前	一〇・三	二七・三
同市本吉町午王野沢七番一地从先まで	同市本吉町午王野沢七番一地从先から	一〇・三	二〇・三	六・六	二七・三

○宮城県告示第九百一十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（中央公園及びリバーウォーク）

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百一十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県住宅供給公社

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、階上大谷土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年十二月二十四日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所 長 武 者 光 明

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年十月二十二日	鈴木敏榮	気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地	理事
令和三年十月二十二日	畠山正一郎	気仙沼市波路上後原二十八番地	理事
令和三年十月二十二日	小野寺道志	気仙沼市長磯浜三十九番地	理事
令和三年十月二十二日	高橋利夫	気仙沼市本吉町石川原百六十四番地	理事
令和三年十月二十二日	野村昌文	五 気仙沼市本吉町大谷二百八十三番地	理事
令和三年十月二十二日	齋藤 栄	気仙沼市本吉町長根九十七番地一	理事
令和三年十月二十二日	佐藤俊章	気仙沼市波路上牧二十五番地	監事
令和三年十月二十二日	佐藤兼一	気仙沼市本吉町石川原百三十七番地	監事
令和三年十月二十二日	菊田 篤	気仙沼市最知北最知二百五番地五	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年十月二十一日	小野武久	気仙沼市本吉町道貫二十九番地	理事
令和三年十月二十一日	小野寺隆一	気仙沼市本吉町野々下百十四番地四	理事
令和三年十月二十一日	野村昌文	五 気仙沼市本吉町大谷二百八十三番地	理事
令和三年十月二十一日	遠藤修平	気仙沼市本吉町後田三十三番地	理事
令和三年十月二十一日	高橋利夫	気仙沼市本吉町石川原百六十四番地	理事
令和三年十月二十一日	畠山正一郎	気仙沼市波路上後原二十八番地	理事
令和三年十月二十一日	小野寺長三郎	気仙沼市長磯七半沢八十八番地	理事
令和三年十月二十一日	佐藤美千夫	気仙沼市波路上原八十一番地	理事
令和三年十月二十一日	佐藤一夫	気仙沼市長磯原三十一番地五	理事
令和三年十月二十一日	鈴木敏榮	気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地	理事
令和三年十月二十一日	畠山 忠	気仙沼市長磯原十番地	監事
令和三年十月二十一日	堀内勝昭	気仙沼市本吉町後田百二十八番地	監事

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十七号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
別表第二水道経営課長の項第一号二中「第十七の十」を「第十七の十一」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十八号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。
第四十四条第一項第三号中「磁気ディスク」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホーム不老園の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームせせらぎの里 富谷市成田一丁目五番七

附 則

この告示は、令和三年十二月二十四日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則八一五―四十六

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二十七号中、「六日」の下に「（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則八一六―四十三

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二十七号中、「六日」の下に「（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。